

令和5年12月議会 議案説明資料

○予算議案

ページ

- 1 令和5年12月議会 補正予算案港湾空港局集計表 …………… 1
- 2 議案第216号
令和5年度福岡市一般会計補正予算案(第4号) …………… 3
- 3 議案第222号
令和5年度福岡市港湾整備事業特別会計補正予算案(第1号) …… 13
- 4 議案第223号
令和5年度福岡市営渡船事業特別会計補正予算案(第1号) …… 17

○一般議案

- 5 議案第259号
博多港の港湾施設に係る指定管理者の指定について …………… 19
- 6 議案第260号
アイランドシティはばたき公園に係る指定管理者の指定について …… 26
- 7 議案第261号
博多港国際ターミナルに係る指定管理者の指定について …………… 37
- 8 議案第262号
福岡市海浜公園に係る指定管理者の指定について …………… 46

港 湾 空 港 局

○予算議案

1 令和5年12月議会

補正予算案

区分	補正前の額(A)						補		
	予算額	財源内訳					予算額	特	
		特定財源			当該事業 財源等	一般財源			国県 支出金
		国県 支出金	市債	その他					
一般会計	10,206,486	892,911	4,109,000	1,428,095	-	3,776,480	364,055	66,000	
		計 6,430,006							
港湾整備事業 特別会計	14,788,722	38,500	5,073,000	321,992	9,355,230	-	-	-	
		計 5,433,492							
市営渡船事業 特別会計	1,375,904	156,729	-	58,076	1,161,099 (内一般会計繰入金 782,095千円)	-	△ 11,654	-	
		計 214,805							
合計	26,371,112	1,088,140	9,182,000	1,808,163	10,516,329	3,776,480	352,401	66,000	
		計 12,078,303							

港湾空港局集計表

(単位:千円)

正 額 (B)				計 (A+B)						
財 源 内 訳				予 算 額	財 源 内 訳					
定 財 源		当該事業 財 源 等	一般財源		特 定 財 源			当該事業 財 源 等	一般財源	
市債	その他				国 県 支出金	市債	その他			
312,000	△ 17	-	△13,928	10,570,541	958,911	4,421,000	1,428,078	-	3,762,552	
計 377,983					計 6,807,989					
-	-	-	-	14,788,722	38,500	5,073,000	321,992	9,355,230	-	
計 -					計 5,433,492					
-	133	△ 11,787 (内一般会計繰入金 △11,787千円)	-	1,364,250	156,729	-	58,209	1,149,312 (内一般会計繰入金 770,308千円)	-	
計 133					計 214,938					
312,000	116	△ 11,787	△ 13,928	26,723,513	1,154,140	9,494,000	1,808,279	10,504,542	3,762,552	
計 378,116					計 12,456,419					

2 議案216号 令和5年度福岡市一般会計

(1) 歳入歳出予算の補正

(歳入)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
4	(19) 国庫支出金				
	2. 国庫補助金	9. 港湾空港費 国庫補助金	874,510	66,000	940,510
6	(25) 諸収入				
	2. 保険料収入	1. 保険料収入	4,642	△ 17	4,625

補正予算案（第4号）

(単位：千円)

説 明																																											
港湾改修費補助金の追加			66,000																																								
1. 社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金			42,000																																								
・既存施設有効活用促進事業																																											
2. 港湾関係補助金等交付規則実施要領に基づく補助金			24,000																																								
・改修事業			6,000																																								
・既存施設有効活用促進事業			18,000																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾改修費補助金</td> <td>803,010</td> <td>66,000</td> <td>869,010</td> </tr> <tr> <td> 社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金</td> <td>734,010</td> <td>42,000</td> <td>776,010</td> </tr> <tr> <td> 既存施設有効活用促進事業（補助率1/3）</td> <td>111,000</td> <td>42,000</td> <td>153,000</td> </tr> <tr> <td> その他（本補正外）</td> <td>623,010</td> <td>—</td> <td>623,010</td> </tr> <tr> <td> 港湾関係補助金等交付規則実施要領に基づく補助金</td> <td>69,000</td> <td>24,000</td> <td>93,000</td> </tr> <tr> <td> 改修事業（補助率1/2）</td> <td>44,000</td> <td>6,000</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td> 既存施設有効活用促進事業（補助率1/3）</td> <td>25,000</td> <td>18,000</td> <td>43,000</td> </tr> <tr> <td>海岸事業費補助金（本補正外）</td> <td>71,500</td> <td>—</td> <td>71,500</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>874,510</td> <td>66,000</td> <td>940,510</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	補正前の額	補正額	計	港湾改修費補助金	803,010	66,000	869,010	社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金	734,010	42,000	776,010	既存施設有効活用促進事業（補助率1/3）	111,000	42,000	153,000	その他（本補正外）	623,010	—	623,010	港湾関係補助金等交付規則実施要領に基づく補助金	69,000	24,000	93,000	改修事業（補助率1/2）	44,000	6,000	50,000	既存施設有効活用促進事業（補助率1/3）	25,000	18,000	43,000	海岸事業費補助金（本補正外）	71,500	—	71,500	計	874,510	66,000	940,510
区 分	補正前の額	補正額	計																																								
港湾改修費補助金	803,010	66,000	869,010																																								
社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金	734,010	42,000	776,010																																								
既存施設有効活用促進事業（補助率1/3）	111,000	42,000	153,000																																								
その他（本補正外）	623,010	—	623,010																																								
港湾関係補助金等交付規則実施要領に基づく補助金	69,000	24,000	93,000																																								
改修事業（補助率1/2）	44,000	6,000	50,000																																								
既存施設有効活用促進事業（補助率1/3）	25,000	18,000	43,000																																								
海岸事業費補助金（本補正外）	71,500	—	71,500																																								
計	874,510	66,000	940,510																																								
雇用保険法に基づく保険料収入の減額			△ 17																																								

(歳 入)

補正予算案 説明書ページ	款 ・ 項	目	補正前の額	補 正 額	計
	(26) 市債				
8	1. 市 債	9. 港湾空港債	4,109,000	312,000	4,421,000
その他の科目（本補正外）			1,441,854	—	1,441,854
合 計			6,430,006	377,983	6,807,989

(単位：千円)

説 明

港湾改修事業に充当する起債の追加	312,000
・改修事業	6,000
・既存施設有効活用促進事業	120,000
・国直轄工事費負担金	186,000

区 分	補正前の額	補正額	計
空港整備債（本補正外）	1,543,000	—	1,543,000
港湾改修債	2,443,000	312,000	2,755,000
改修事業	99,000	6,000	105,000
既存施設有効活用促進事業	244,000	120,000	364,000
国直轄工事費負担金	1,105,000	186,000	1,291,000
その他の事業（本補正外）	995,000	—	995,000
海岸事業債（本補正外）	123,000	—	123,000
計	4,109,000	312,000	4,421,000

(歳 出)

補正予算案 説明書ページ	款 ・ 項	目	補正前の額	補 正 額	計
58 ┆ 61	1. (10) 港湾空港費 1. 港 湾 空 港 費 管 理 費	1. 港 湾 総 務 費	761,678	△ 1,311	760,367
		6. 渡 船 費	782,095	△ 11,787	770,308
		7. 空 港 対 策 費	2,011,296	2,880	2,014,176
60 ┆ 63	2. 港 湾 建 設 費	1. 港 湾 改 修 費	4,758,616	373,288	5,131,904

(単位:千円)

説 明

一般職職員給与費等の減額 △ 1,311
 一般職職員・69人(うち会計年度任用職員・4人)

区 分	補正前の額	補正額	計
給与費等(一般職職員65人)	597,574	△ 1,311	596,263
給 料	273,072	△ 4,228	268,844
職員手当等	226,029	3,330	229,359
共 済 費	98,473	△ 413	98,060
その他(会計年度任用職員4人)	11,503	—	11,503
計	609,077	△ 1,311	607,766

市営渡船事業特別会計への繰出金の減額 △ 11,787

一般職職員給与費等の追加 2,880
 一般職職員・17人(うち会計年度任用職員・1人)

区 分	補正前の額	補正額	計
給与費等(一般職職員16人)	152,949	2,880	155,829
給 料	71,743	△ 672	71,071
職員手当等	55,636	2,422	58,058
共 済 費	25,570	1,130	26,700
その他(会計年度任用職員1人)	3,454	—	3,454
計	156,403	2,880	159,283

1. 公共事業の追加 192,000
 ・改修事業 12,000
 ・既存施設有効活用促進事業 180,000

区 分	補正前の額	補正額	計
改修事業	221,000	12,000	233,000
既存施設有効活用促進事業	408,000	180,000	588,000
その他(本補正外)	1,178,500	—	1,178,500
計	1,807,500	192,000	1,999,500

関連歳入

	(19) 国庫支出金 港湾改修費補助金	66,000
	(26) 市債 港湾改修債	126,000

(歳 出)

補正予算案 説明書ページ	款 ・ 項	目	補正前の額	補 正 額	計
60 ↳ 63					
		2. 海岸事業費	278,254	985	279,239
その他の科目（本補正外）			1,614,547	—	1,614,547
合 計			10,206,486	364,055	10,570,541

(単位:千円)

説 明

2. 直轄工事費負担金の追加 186,300
 ・箱崎ふ頭地区 岸壁 (-12m) 改良

○事業費の負担区分

区 分	補正前の額	補正額	計
航路・泊地、岸壁	2,730,000	414,000	3,144,000
国 費 (負担率5.5/10)	1,501,500	227,700	1,729,200
市負担金 (負担率4.5/10)	1,228,500	186,300	1,414,800

関連歳入
 (26) 市債
 港湾改修債

186,000

3. 事業費対象外給与費の減額 △ 5,012
 一般職職員・83人 (うち会計年度任用職員・4人)

区 分	補正前の額	補正額	計
対象外給与費 (一般職職員79人)	633,566	△ 5,012	628,554
給 料	275,558	△ 6,430	269,128
職員手当等	250,543	710	251,253
共 済 費	107,465	708	108,173
その他 (会計年度任用職員4人)	13,490	—	13,490
計	647,056	△ 5,012	642,044

関連歳入
 (25) 諸収入
 雇用保険料収入

△ 17

- 事業費対象外給与費の追加 985
 一般職職員・3人

区 分	補正前の額	補正額	計
対象外給与費 (一般職職員3人)	17,111	985	18,096
給 料	6,442	160	6,602
職員手当等	7,603	579	8,182
共 済 費	3,066	246	3,312

(2) 繰越明許費の補正

補正予算案 説明書ページ	款	項	目	事業名
186 ・ 187	(10) 港湾空港費	2. 港湾建設費	1. 港湾改修費	港湾改修事業
			2. 海岸事業費	海岸事業

(3) 債務負担行為の補正

補正予算案 説明書 ページ	事項	限度額	当該年度以降の 支出予定額
200)	臨港地区路面補修工事	25,000	令和6年度 25,000
203	みなと100年公園 照明灯改良工事	7,539	令和6年度 7,539

(単位:千円)

関係予算額	繰越額		繰越事由
	補正前	補正後	
5,131,904	—	581,923	工期の都合により、年度内に完了しないため。
279,239	—	99,638	工期の都合により、年度内に完了しないため。

○繰越明許費補正の内容

事業名	事業内容	当該事業予算額	繰越額
港湾改修事業	アイランドシティ地区 臨港道路整備	233,000	128,700
	香椎かもめ大橋補修	120,000	120,000
	ぴあトピアンル非常用発電 設備改良実施設計	6,000	6,000
	博多ふ頭地区 岸壁(-7.5m)補修	54,000	54,000
	箱崎ふ頭地区 臨港道路改良	121,500	109,996
	アイランドシティ はばたき公園整備	348,077	163,227
海岸事業	和白地区護岸改良	192,965	87,638
	能古地区護岸整備	12,000	12,000

左の財源内訳				備考
特定財源			一般財源又は 当該事業財源	
国庫支出金	地方債	その他		
—	18,000	—	7,000	○総事業費 6年度 25,000千円
—	5,000	—	2,539	○総事業費 6年度 7,539千円

3 議案第222号

令和5年度福岡市港湾整備

(1) 歳出予算の補正

(歳出)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
104 ・ 105	(1) 総務費	1. 一般管理費	304,043	△ 6,711	297,332
	1. 総務管理費	2. 維持費	2,145,854	3,739	2,149,593
		港湾整備 3. 事業基金 積立金	1,797,009	5,500	1,802,509
104) 107	(2) 事業費	1. 臨海土地 1. 整備事業費	4,994,598	△ 3,979	4,990,619
106 ・ 107	2. 機能施設 2. 整備事業費	1. 機能施設 1. 整備事業費	379,896	1,451	381,347
その他の科目（本補正外）			5,167,322	—	5,167,322
合 計			14,788,722	—	14,788,722

事業特別会計補正予算案（第1号）

(単位:千円)

説 明

一般職職員給与費等の減額 △ 6,711
 一般職職員・8人

区 分	補正前の額	補正額	計
給与費等(一般職職員8人)	59,101	△ 6,711	52,390
給 料	27,705	△ 5,237	22,468
職員手当等	21,962	△ 453	21,509
共 済 費	9,434	△ 1,021	8,413

一般職職員給与費等の追加 3,739
 一般職職員・6人

区 分	補正前の額	補正額	計
給与費等(一般職職員6人)	45,589	3,739	49,328
給 料	22,163	1,098	23,261
職員手当等	15,773	2,038	17,811
共 済 費	7,653	603	8,256

港湾整備事業基金積立金の追加 5,500

※令和5年度末港湾整備事業基金残高見込み 40,137,561千円

一般職職員給与費等の減額 △ 3,979
 一般職職員・17人(うち会計年度任用職員・1人)

区 分	補正前の額	補正額	計
給与費等(一般職職員16人)	139,163	△ 3,979	135,184
給 料	63,944	△ 1,004	62,940
職員手当等	52,520	△ 2,740	49,780
共 済 費	22,699	△ 235	22,464
その他(会計年度任用職員1人)	3,454	—	3,454
計	142,617	△ 3,979	138,638

一般職職員給与費等の追加 1,451
 一般職職員・6人

区 分	補正前の額	補正額	計
給与費等(一般職職員6人)	57,208	1,451	58,659
給 料	26,250	171	26,421
職員手当等	21,610	936	22,546
共 済 費	9,348	344	9,692

(2) 繰越明許費の補正

補正予算案 説明書ページ	款	項	目	事業名
192 ・ 193	(1) 総務費	1. 総務管理費	2. 維持費	機能施設維持管理経費

(単位:千円)

関係予算額	繰越額		繰越事由
	補正前	補正後	
2,100,265	—	129,800	工期の都合により、年度内に完了しないため。

○繰越明許費補正の内容

事業名	事業内容	当該事業予算額	繰越額
機能施設維持管理経費	香椎パークポート地区 コンテナクレーン 電気設備更新	129,800	129,800

4 議案第223号

令和5年度福岡市営渡船

(1) 歳入歳出予算の補正

(歳入)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
110	(6) 繰入金 1. 一般会計金 繰入金	1. 一般会計金 繰入金	782,095	△ 11,787	770,308
110	(8) 諸収入 1. 保険料収入	1. 保険料収入	521	133	654
その他の科目(本補正外)			593,288	—	593,288
合計			1,375,904	△ 11,654	1,364,250

(歳出)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
112 ・ 113	(1) 総務費 1. 総務管理費	1. 一般管理費	760,393	△ 11,654	748,739
その他の科目(本補正外)			615,511	—	615,511
合計			1,375,904	△ 11,654	1,364,250

事業特別会計補正予算案（第1号）

(単位:千円)

説 明	
一般会計からの繰入金の減額	△ 11,787
雇用保険法に基づく保険料収入の追加	133

(単位:千円)

説 明																													
一般職職員給与費等の減額 一般職職員・56人（うち会計年度任用職員・1人）	△ 11,654																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">補正前の額</th> <th style="text-align: center;">補正額</th> <th style="text-align: center;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与費等（一般職職員55人）</td> <td style="text-align: right;">467,594</td> <td style="text-align: right;">△ 11,654</td> <td style="text-align: right;">455,940</td> </tr> <tr> <td> 給 料</td> <td style="text-align: right;">203,351</td> <td style="text-align: right;">△ 8,470</td> <td style="text-align: right;">194,881</td> </tr> <tr> <td> 職員手当等</td> <td style="text-align: right;">186,574</td> <td style="text-align: right;">△ 3,924</td> <td style="text-align: right;">182,650</td> </tr> <tr> <td> 共 済 費</td> <td style="text-align: right;">77,669</td> <td style="text-align: right;">740</td> <td style="text-align: right;">78,409</td> </tr> <tr> <td>その他（会計年度任用職員1人）</td> <td style="text-align: right;">3,454</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">3,454</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">471,048</td> <td style="text-align: right;">△ 11,654</td> <td style="text-align: right;">459,394</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補正前の額	補正額	計	給与費等（一般職職員55人）	467,594	△ 11,654	455,940	給 料	203,351	△ 8,470	194,881	職員手当等	186,574	△ 3,924	182,650	共 済 費	77,669	740	78,409	その他（会計年度任用職員1人）	3,454	-	3,454	計	471,048	△ 11,654	459,394	
区 分	補正前の額	補正額	計																										
給与費等（一般職職員55人）	467,594	△ 11,654	455,940																										
給 料	203,351	△ 8,470	194,881																										
職員手当等	186,574	△ 3,924	182,650																										
共 済 費	77,669	740	78,409																										
その他（会計年度任用職員1人）	3,454	-	3,454																										
計	471,048	△ 11,654	459,394																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;"> 関連歳入 (8) 諸収入 雇用保険料収入 </td> <td style="width: 20%; text-align: right; vertical-align: middle;">133</td> </tr> </tbody> </table>	関連歳入 (8) 諸収入 雇用保険料収入	133																											
関連歳入 (8) 諸収入 雇用保険料収入	133																												

○一般議案

5 議案第 259 号

博多港の港湾施設に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する博多港の港湾施設の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

博多港の港湾施設

(港湾運営会社の運営に係る埠頭群、臨港交通施設及び緑地を除く。)

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市東区香椎浜ふ頭四丁目 2 番 2 号

博多港ふ頭株式会社

(3) 指定する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 募集及び選定の概要

(1) 指定管理業務の内容

施設の管理及び運営に関する業務 他

(2) 募集方法

非公募

(3) 非公募の理由

博多港の港湾施設は、一般的な公の施設の管理運営とは異なり、博多港全体の岸壁、上屋、野積場等といった様々な施設を、公平性、公共性を担保しつつ、安全管理や施設間の利用調整など、専門的かつ、一体的、総合的に管理し運営する必要がある。

この業務を実施できる事業者は、港湾施設の総括的な管理運営を目的として設立された第 3 セクターで、前回選定時と同様、現在まで誠実かつ適正に業務を実施してきた実績がある博多港ふ頭株式会社以外に見当たらない。

また、博多港ふ頭株式会社は、平成 26 年度より、港湾法に基づく港湾運営会社として、アイランドシティ及び香椎パークポート地区のコンテナターミナルにおいて、民間活力を活かした効率的・戦略的で、利用者のニーズに沿った使いやすしい港づくりを推進し、博多港の国際競争力の強化を図りながら、運営を行っている。

このように、博多港にある数多くの港湾施設の管理運営という高度な専門性や、博多港ふ頭株式会社のこれまでの経験や実績を勘案し、当該業務については非公募にて選定することとした。

(4) 選定経過

- ① 第1回委員会 令和5年6月19日(月)(申請要項及び評価項目決定)
- ② 申請要項配布 令和5年7月3日(月)
- ③ 申請書類受付 令和5年7月3日(月)から
令和5年8月31日(木)まで
- ④ 第2回委員会 令和5年9月15日(金)(申請書類の書類選考)
- ⑤ 第3回委員会 令和5年10月4日(水)(申請団体に対するヒアリング
及び最終選定)

(5) 評価項目

評価項目
(1) 運營業務等において利用者の適正かつ平等な利用が確保されていること ①施設の適正な利用を図るための取組 ②利用者の平等な利用を確保するための取組
(2) 運營業務等において施設の効用を最大限発揮するものであること ①施設の効率的な利用を図るための取組 ②利用者に対するサービスの向上のための取組 ③管理体制の強化に向けた港湾管理者、関係機関、団体等との連携 ④施設利用者に対する窓口の明確化や相談対応
(3) 管理に係る経費の縮減等について ①管理運営経費の縮減方針や創意工夫
(4) 管理運營業務を安定して行うための人的・物的能力を有していること ①事故、災害発生時の体制・対応 ②申請団体の安定性、信頼性及び実績 ③人的能力(施設の管理運営体制)及び物的能力(管理運営に必要な資機材) ④港湾施設の維持補修及び施設利用の改善に関する取組 ⑤専門性の高い管理運營業務の実施に向けた体制の確保 ⑥利用者の個人情報保護に向けた措置
(5) 港湾施設の運営に精通し関係法令を熟知していること ①港湾施設を運営する上での必要な知識・経験 ②関係法令の熟知

(6) 博多港港湾施設等に係る指定管理者選定・評価委員会
委員 5 名

職名	氏名	摘要
財務専門家 (公認会計士)	塩塚 正康	日本公認会計士協会北部九州会
利用者代表	世利 末子	日本通運株式会社 福岡海運支店 港運事業所
利用者代表	平塚 伸也	公益社団法人福岡貿易会 専務理事
学識者	星野 裕志	九州大学 大学院 経済学研究院教授 (博多港地方港湾審議会委員)
市職員	荒巻 成己	福岡市港湾空港局港湾計画部長

(7) 指定管理料の上限額
予算の範囲内

4 選定結果

(1) 選定結果

博多港は、福岡市のみならず、九州の経済活動や生活を支える重要な役割を持ち、それらの成長とともに発展している。

博多港の港湾施設は、博多港の発展、都市の成長に資する存在であり、高い公共性、公平性が求められる。また、安定的で継続性のある港湾運営さらには港湾運営における多様な業務を実施するにあたっては、施設利用者の事業活動を停滞させないよう、一元的かつ効率的な管理を着実に実施する必要がある、それらの求められる内容及び機能を基本的な視点とし審査を行った。

その結果、博多港ふ頭株式会社を港湾施設の指定管理者とすることは主に以下の点が評価され、総合的に見て妥当であると判断する。

- ・博多港ふ頭株式会社は、豊富な経験と実績を有しており、利用者とのコミュニケーションや、不具合があった際の迅速な対応などにより、利用者との信頼関係を構築することなども期待できる。
- ・施設巡回の強化や、施設の状況などを十分に把握した上で利用調整が行われることなどにより、施設の適正かつ平等な利用を確保されることが期待できる。
- ・緊急時の連絡や対応を円滑に行うための緊急連絡体制マニュアルや危機管理マニュアルを策定するなど、事故・災害が発生した際の体制・対応についても評価できる。

ただし、以下の点については、今後一層の努力を求める。

- ・利用者アンケートの実施について、有効回答数を上げることなどにより利用者ニーズの把握をしっかりと行い、利用者に対するサービスの向上に反映するよう努めること。

(2) 評価内容

候補者 博多港ふ頭株式会社

評価項目		判定				
		委員				
		A	B	C	D	E
(1) 運營業務等において利用者の適正かつ平等な利用が確保されていること	①施設の適正な利用を図るための取組	適	適	適	適	適
	②利用者の平等な利用を確保するための取組	適	適	適	適	適
(2) 運營業務等において施設の効用を最大限発揮するものであること	①施設の効率的な利用を図るための取組	適	適	適	適	適
	②利用者に対するサービスの向上のための取組	適	適	不適	適	適
	③管理体制の強化に向けた港湾管理者、関係機関、団体等との連携	適	適	適	適	適
	④施設利用者に対する窓口の明確化や相談対応	適	適	適	適	適
(3) 管理に係る経費の縮減等について	①管理運営経費の縮減方針や創意工夫	適	適	適	適	適
(4) 管理運營業務を安定して行うための人的・物的能力を有していること	①事故、災害発生時の体制・対応	適	適	適	適	適
	②申請団体の安定性、信頼性及び実績	適	適	適	適	適
	③人的能力（施設の管理運営体制）及び物的能力（管理運営に必要な資機材）	適	適	適	適	適
	④港湾施設の維持補修及び施設利用の改善に関する取組	適	適	適	適	適
	⑤専門性の高い管理運營業務の実施に向けた体制の確保	適	適	適	適	適
	⑥利用者の個人情報保護に向けた措置	適	適	適	適	適
(5) 港湾施設の運営に精通し、関係法令を熟知していること	①港湾施設を運営する上での必要な知識・経験	適	適	適	適	適
	②関係法令の熟知	適	適	適	適	適

【参考資料 1】 候補者の概要

1 候補者

(1) 候補者名、所在地

福岡市東区香椎浜ふ頭四丁目 2 番 2 号

博多港ふ頭株式会社

(2) 代表者 代表取締役社長 則松 和哉

(3) 設立年月日 平成 5 年 4 月 30 日

(4) 沿革

港湾施設の機能を十分に活かすため、公共性を確保しつつ、民間活力を導入した第 3 セクターとして平成 5 年 4 月に設立された。設立目的は、「経営的視点に立った効率的かつ柔軟な港湾経営を行い、港湾サービス機能の充実、都市戦略拠点博多港の振興に資すること」であり、設立時より一貫して公共港湾施設の一括的な管理運営による効率性の向上及びコスト削減等に努めてきた。

また、平成 16 年度からは「特定埠頭運営事業」の認定事業者として、さらに、平成 26 年度からは「港湾運営会社」の事業者として、香椎・IC 両コンテナターミナルを長期的かつ一括して借り受ける管理運営を行っており、IT 技術を活用した利用者向けサービスの提供や、環境対策をはじめとした荷役機械のメンテナンス事業等を積極的に展開し、既存ふ頭と共に、福岡市の港湾政策における博多港港湾運営の最前線で重要な役割を果たしている。

(5) 業務内容

- 港湾施設の整備並びに経営
- 公共港湾施設の管理運営業務
- 公共港湾施設の維持管理業務
- 港湾荷役機械の賃貸
- 港湾施設の経営及び管理運営に付随する業務
- その他港湾の振興に関する業務

(6) 主な実績

平成 6 年度：香椎パークポートコンテナターミナル管理運営業務を受託

平成 8 年度：港湾施設の管理業務をほぼ博多港全域に拡大

平成 16 年度：特定埠頭運営効率化推進事業の事業者として認定

平成 18 年度：博多港の港湾施設の指定管理者として指定

平成 21 年度：博多港の港湾施設の指定管理者として指定

平成 26 年度：港湾運営会社として認定

平成 26 年度：博多港の港湾施設の指定管理者として指定

令和元年度：博多港の港湾施設の指定管理者として指定

【参考資料 2】 博多港の港湾施設の概要

1 施設名

博多港の港湾施設

2 主な対象施設

岸壁、荷さばき地、岸壁給水施設、荷役機械、浮棧橋、野積場、可動橋、立体車両野積場、事務室、博多ポートタワー、冷凍コンセント、上屋、旅客待合所 等

※ 港湾区域内の水域、国有岸壁（維持管理に関する事）、国有海浜に係る港湾施設、港湾運営会社の運営に係る埠頭群、臨港交通施設（付帯施設含む）及び緑地は含まない。

6 議案第 260 号

アイランドシティはばたき公園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置するアイランドシティはばたき公園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

アイランドシティはばたき公園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市東区青葉一丁目 19 番 21 号

はばたきエコパーク・マネジメントチーム共同事業体

代表団体 三浦造園土木建設株式会社

構成団体 九州グラウンド株式会社

構成団体 一般社団法人 まほろば自然学校

(3) 指定する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 指定管理業務の内容

当該公の施設における以下の業務

- ・行為の制限に関する業務
- ・利用の制限に関する業務
- ・利用の承認に関する業務
- ・使用料の徴収に関する業務
- ・使用料の減免に関する業務
- ・緑地の維持及び修繕に関する業務

(2) 応募団体

4 団体

はばたきエコパーク・マネジメントチーム共同事業体

西鉄グリーン土木・日水コン共同事業体

A 団体

B 団体

(3) 募集・選定経過

- ①第1回評価委員会 令和5年5月11日(木) (募集要項及び仕様書の確認)
 ②募集要項配布 令和5年6月12日(月)から令和5年7月28日(金)まで
 ③現地見学会 令和5年6月26日(月)
 ④応募書類受付 令和5年6月12日(月)から令和5年8月9日(水)まで
 ⑤第2回評価委員会 令和5年7月31日(月) (評価基準の確認)
 ⑥第3回評価委員会 令和5年9月8日(金)
 (応募団体に対する面接審査及び候補者選定)

(4) 評価基準

審査項目	審査の主な観点	配点	
市民の正当かつ公平な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> サービス向上計画は適切か 満足度把握・ニーズ把握・苦情対応計画は適切か 適正利用の推進と不適正利用の予防・事後対応は適切か 	15	140
公園の効用の十分な発揮	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営のテーマ設定の理由、方向性は適切か 施設維持管理計画は適切か リスク管理計画は適切か 公園の特色を活かす取り組みが計画されているか(周知・集客のための広報PR含む) 魅力的な指定管理者企画事業が計画されているか 	50	
管理運営体制と人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理や企画運営等に必要な組織体制・シフト体制・その他管理運営体制は適切か 専門的人材の確保・育成が図られているか 地域との連携は図れているか 類似施設・類似事業の実績はあるか 	35	
施設の管理運営に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理経費の縮減・節減(効率的な配分)が図られているか 資金計画(運営経費の内訳)は適切か 	10	
団体の財務的基盤	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表による経営基盤の健全性は確保されているか 	10	
地場中小企業の育成	<ul style="list-style-type: none"> 本市に主たる事業所(登記上の本店)を有しているか 中小企業(みなし大企業を除く)であるか 	5	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 社会的貢献への取り組みが計画されているか(地域コミュニティ向上の取組含む) コンプライアンス・障がい者雇用に積極的に取り組んでいるか 環境への配慮に資する取り組みは計画されているか 	15	

(5) アイランドシティはばたき公園に係る指定管理者評価委員会

委員5名

分野	氏名	職名
学識者(緑部門)	朝廣 和夫	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授
利用者代表	大谷 鮎子	NPO法人九州キラキラみなとネットワーク 理事長
学識者(鳥類・生態系部門)	桑江 朝比呂	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 沿岸環境研究領域長
学識者(経営部門)	濱田 弥亜	日本公認会計士協会北部九州会会員(公認会計士)
市職員	荒巻 成己	福岡市港湾空港局港湾計画部長

(6) 指定管理料の上限額

令和6年度：43,204千円

(参考) 応募資格

- ① 法人その他の団体（以下、「団体」という。）又は複数の団体により構成されるグループであること（個人での応募はできません）
- ② 応募団体又は応募グループの代表団体は、福岡市内に事業所を置くものであること
- ③ 次のいずれにも該当しないもの
 - ア 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの
 - イ 団体（任意団体にあたってはその代表者）が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している場合
 - ウ 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けた者
 - エ 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - (イ) 暴力団員が実質的に運営していること
 - (ウ) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - (エ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること
 - オ 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

4 選定結果

(1) 選定結果

アイランドシティはばたき公園は『博多港の豊かな自然環境が残るエコパークゾーンの一部であり、和白干潟や海域等と機能分担しながら、人と自然との共生を象徴する公園』という目的で設置した施設である。

今回の選定にあたっては、その設置目的を踏まえ、市民の正当かつ公平な利用が確保されていること、及び公園の効用が十分に発揮されていることなどの観点から、申請者の提案について審査を行った。

その結果、評価委員会における次の「評価内容」を踏まえ、市において総合的に判断し、はばたきエコパーク・マネジメントチーム共同事業体を指定管理者の候補者に選定した。

(2) 評価内容

- ① 候補者 はばたきエコパーク・マネジメントチーム共同事業体
 提案額 42,680 千円

審査項目	評点					平均
	委員					
	A	B	C	D	E	
市民の正当かつ公平な利用の確保	14	10	10	12	10	11.2
公園の効用の十分な発揮	38	28	39	38	29	34.4
管理運営体制と人材の確保	31	20	29	26	20	25.2
施設の管理運営に要する経費	4	3	4	3	3	3.4
団体の財務的基盤	2名の委員で審査					9.0
地場中小企業の育成	4	4	4	4	4	4.0
その他	11	10	11	11	9	10.4
合計						97.6
主な評価内容	<p>・「市民の正当かつ公平な利用の確保」について、野鳥観察用のオンラインカメラの設置や、オフロード車イスの貸し出し、赤ちゃんの駅の設置などのサービス向上に寄与する提案がなされており評価できる。</p> <p>・「公園の効用の十分な発揮」について、市民が積極的に公園の管理運営に携わりたくなるようなプログラムを含む多種多様な指定管理者企画事業（イベント等）が提案されており評価できる。</p> <p>・「管理運営体制と人材の確保」について、生きものに関する知見を有する人材を2名雇用する提案がなされており、土日祝日には2名、平日にも概ね1名配置し、常時生きものの解説を行うことができる体制が確保されている。</p>					

② 次点候補者 西鉄グリーン土木・日水コン共同事業体
 提案額 41,900 千円

審査項目	評点					平均
	委員					
	A	B	C	D	E	
市民の正当かつ公平な利用の確保	13	10	10	10	12	11.0
公園の効用の十分な発揮	35	28	39	38	33	34.6
管理運営体制と人材の確保	23	26	26	20	23	23.6
施設の管理運営に要する経費	6	5	6	5	5	5.4
団体の財務的基盤	2名の委員で審査					9.0
地場中小企業の育成	2	2	2	2	2	2.0
その他	10	11	11	12	9	10.6
合計						96.2
主な評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民の正当かつ公平な利用の確保」について、野鳥観察用のオンラインカメラの設置や、多言語対応の自動翻訳ツールの設置などのサービス向上に寄与する提案がなされており評価できる。 ・「公園の効用の十分な発揮」について、生きもの観察会では観察会の内容に合わせて、野鳥専門の講師と水生昆虫専門の講師を準備するなど湿地の生きものにこだわった指定管理者企画事業（イベント等）が提案されており評価できる。 ・「管理運営体制と人材の確保」について、生きものに関する知見を有する人材を1名雇用することで、イベント以外でも生きものの解説を行うことができる体制が確保されている。 					

③ A団体
 提案額 43,040 千円

審査項目	評点					平均
	委員					
	A	B	C	D	E	
市民の正当かつ公平な利用の確保	10	8	13	10	13	10.8
公園の効用の十分な発揮	39	32	40	33	38	36.4
管理運営体制と人材の確保	23	23	31	20	20	23.4
施設の管理運営に要する経費	4	3	4	3	3	3.4
団体の財務的基盤	2名の委員で審査					7.0
地場中小企業の育成	4	4	4	4	4	4.0
その他	9	9	10	9	9	9.2
合計						94.2
主な評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民の正当かつ公平な利用の確保」について、バリアフリーマップの作製や、杖の貸し出し、赤ちゃんの駅の設置などのサービス向上に寄与する提案がなされており評価できる。 ・「公園の効用の十分な発揮」について、様々な世代向けの指定管理者企画事業（イベント等）が提案されており評価できる。 ・「管理運営体制と人材の確保」について、生きものに関する知見を有する人材を1名雇用することで、イベント以外にも生きものの解説を行うことができる体制が確保されている。 					

④ B団体
 提案額 42,780 千円

審査項目	評点					平均
	委員					
	A	B	C	D	E	
市民の正当かつ公平な利用の確保	5	11	6	12	8	8.4
公園の効用の十分な発揮	21	33	21	33	28	27.2
管理運営体制と人材の確保	17	19	28	19	19	20.4
施設の管理運営に要する経費	4	4	4	3	3	3.6
団体の財務的基盤	2名の委員で審査					9.0
地場中小企業の育成	2	2	2	2	2	2.0
その他	9	10	10	10	9	9.6
合計						80.2
主な評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民の正当かつ公平な利用の確保」について、提案がなされているが、具体性に欠けている。 ・「公園の効用の十分な発揮」について、指定管理者企画事業（イベント等）の提案をされているが、公園の特色を活かす提案が少ない。 ・「管理運営体制と人材の確保」について、生きものに関する知見を有するサポート人員を1名配置することで、イベント時には生きものの解説を行うことができる体制が確保されている。 					

【参考資料】 候補団体の概要

1 候補団体名、所在地

福岡市東区青葉一丁目 19 番 21 号
はばたきエコパーク・マネジメントチーム共同事業体

2 代表団体

(1) 団体名、所在地

福岡市東区青葉一丁目 19 番 21 号
三浦造園土木建設株式会社

(2) 代表者

代表取締役 三浦 義孝

(3) 設立年月日

平成 12 年 4 月 18 日

(4) 沿革

平成 12 年 三浦造園土木建設有限会社として設立
平成 18 年 三浦造園土木建設株式会社に組織変更
令和 2 年 ISO 9001 (品質マネジメントシステム) 認証・登録
令和 3 年 ISO 14001 (環境マネジメントシステム) 認証・登録

(5) 業務内容

- ① 造園・緑化工事の企画、設計、施工、請負
- ② 公園、街路樹、緑地帯の維持管理及び清掃
- ③ 土木工事の企画、設計、施工、請負
- ④ 建築工事の企画、設計、施工、請負
- ⑤ 酵素堆肥に関する研究、製造、販売
- ⑥ スポーツ施設に関する企画、調査、設計、工事管理、経営及び経営の請負
- ⑦ 公園、造園、室内空間の装飾の企画、設計及び地域開発、環境整備に関する調査、研究、設計
- ⑧ 植木、苗木、草花（グランドカバーを含む）芝生の生産委託販売
- ⑨ 産業廃棄物収集運搬（処理）業務
- ⑩ 建設コンサルタント及び測量
- ⑪ 水道施設・管工事業の企画、設計、施工、請負
- ⑫ 前各号に附帯関連する一切の事業

(6) 主な実績

- ① 福岡市 「青葉公園」指定管理業務
(平成 19 年 4 月 1 日より現在に至る)
- ② 福岡市 「立花寺緑地リフレッシュ農園」指定管理業務
(平成 23 年 4 月 1 日より現在に至る)

3 構成団体①

(1) 団体名、所在地

福岡市東区和白東二丁目1番44号
九州グラウンド株式会社

(2) 代表者

代表取締役社長 生林 弘太郎

(3) 設立年月日

昭和46年10月12日

(4) 沿革

昭和43年 創業

昭和46年 福岡市博多区にて会社設立

昭和51年 本店を福岡市東区和白三丁目に移転

平成3年 本店を福岡市東区和白東二丁目に移転

(5) 業務内容

- ① 造園・緑化工事の企画、設計、施工、請負
- ② 公園、街路樹、緑地帯の維持管理及び清掃
- ③ 土木工事の企画、設計、施工、請負
- ④ グラウンド及びコート、ゴルフコース、スポーツランドその他スポーツに関する施設の設計施工
- ⑤ 上記施設の維持管理及び補修
- ⑥ 上記施設の施工及び管理に必要な材料ならびに用具の販売修理
- ⑦ 上記に附帯する一切の業務

(6) 主な実績

- ① 福岡市 「今津運動公園」指定管理業務
(平成23年4月1日より現在に至る)

4 構成団体②

(1) 団体名、所在地

福岡県太宰府市国分五丁目 23 番 32 号
一般社団法人 まほろば自然学校

(2) 代表者

代表理事 岩熊 志保

(3) 設立年月日

平成 30 年 11 月 15 日

(4) 沿革

平成 30 年 設立

(5) 法人の目的

専門知識を持った人材による野生生物を通じた環境教育活動を行い、自然、生物の価値や重要性をより深く、より分かりやすく市民に伝えることにより、「ふるさとの生物多様性」に対する関心と知識を持ち、さらにはその保全に取り組むことができる人材を育成することを目的とする。また、各種団体、自治体と連携した生物調査を行い、自然環境の保全と回復に努めるとともに、地域の財産作りには有益な生物の生息情報の提供を行うことにより、自然と共生する地域づくりに主体的かつ継続的に関わりをもって社会全体の利益の増進に資することを目的とする。

前述の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 環境教育・環境学習に関わる学習プログラムの実施及び情報収集・提供
- ② 環境教育・環境学習に関わる人材の育成
- ③ 自然環境・野生動物に関わる調査・研究
- ④ 自然環境・野生生物の調査についての情報収集・提供及び重要性の普及啓発
- ⑤ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(6) 主な実績

【公共団体と共働で実施している事業】

- ① 大宰府市 太宰府市民の森内「まほろばの森ビオトープ」の設計・管理
(平成 30 年 11 月 15 日より現在に至る)

【受注した業務】

- ① 福岡市等 小学校・保育園・幼稚園における自然環境教育学習
(平成 30 年より毎年実施)
- ② 福岡市 「植物園」自然環境教育講座「植物ってこんなにおもしろい」
(平成 30 年より毎年実施)
- ③ 福岡市 「青葉公園」自然環境教育講座
(令和元年より毎年実施)

【参考資料】 アイランドシティはばたき公園の概要

1 施設の概要

(1) 所在地

福岡市東区香椎照葉七丁目地内

(2) 管理面積

5.8ha（緑地 1.9ha、湿地 3.9ha（内、水域 0.3ha））

※公園の全体面積は 12ha である。指定管理期間中に拡張整備を予定しており、完成部分から随時供用、指定管理範囲も拡張する予定。

(3) 管理施設

湿地、屋外トイレ、野鳥観察施設、駐車場、園路、植栽等

(4) 供用開始

令和 6 年度

2 施設の特徴

本公園は、豊かな自然環境が存在し、野鳥や海生生物など多様な生態系を支える場所となっている和自干潟に面している。

また、公園内の湿地には、63 種の鳥類が飛来しており、特に淡水系シギ・チドリ類の当該湿地への依存度は高い。63 種の水生昆虫も生息しており、コガタノゲンゴロウやオモナガコミズムシ等の希少種も確認されている。

3 施設の役割

アイランドシティはばたき公園は、博多港の豊かな自然環境が残るエコパークゾーンの一部として、和自干潟や海域等と機能分担し鳥類の休息場となるとともに、市民が身近に自然とふれあい自然環境について学習することができる『人と自然との共生を象徴する公園』となることを目指し設置された施設である。



7 議案第 261 号

博多港国際ターミナルに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する博多港国際ターミナル（中央ふ頭クルーズセンターを含む。）の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

博多港国際ターミナル（中央ふ頭クルーズセンターを含む。）

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市博多区沖浜町 1 2 番 1 号
博多港開発株式会社

(3) 指定する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 指定管理業務の内容

施設の管理及び維持運営に関する業務

(2) 応募団体

1 団体
博多港開発株式会社

(3) 募集・選定経過

- | | | | |
|-----------|-----------------|--------|---------------------------|
| ①第 1 回委員会 | 令和 5 年 6 月 19 日 | (月) | (募集要項及び評価項目決定) |
| ②募集要項配布 | 令和 5 年 7 月 3 日 | (月) から | |
| | 令和 5 年 8 月 31 日 | (木) まで | |
| ③募集説明会 | 令和 5 年 7 月 13 日 | (木) | |
| ④応募書類受付 | 令和 5 年 8 月 24 日 | (木) から | |
| | 令和 5 年 8 月 31 日 | (木) まで | |
| ⑤第 2 回委員会 | 令和 5 年 9 月 15 日 | (金) | (申請書類の書類選考) |
| ⑥第 3 回委員会 | 令和 5 年 10 月 4 日 | (水) | (応募団体に対するヒアリング
及び最終選定) |

(4) 評価項目

評価項目	評価基準	配点
1 管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的に合致した目標設定がされているか。 	5
2 管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 管理責任者及び管理体制について明確な提案がされているか。 職員は適正に配置されているか。 高齢者、障がい者への雇用拡大に関する提案がされているか。 業務の再委託は適正であるか。 人材育成の明確な方針を持っているか。 利用者対応（接遇対応）の向上のための措置を講じているか。 	20
3 施設の効用を最大限発揮する管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 施設の目的にあった効果的な運営計画を提案しているか。 マナーアップ啓発に係る取組みが提案されているか。 福岡市の海の玄関口として、訪日外国人旅行者のおもてなしの場としての取組みが提案されているか。 利用者の意見・要望などを集める工夫がなされているか。 集めた利用者の意見要望などを運営に反映させる工夫がなされているか。 施設を有効に活用する具体的かつ実現可能性の高い提案がなされているか。 利用調整の際に、不当な利用調整や特定なものに有利な提案がなされていないか。 多言語案内等、訪日外国人旅行者の利便性向上につながる提案がなされているか。 ターミナルを利用する事業者及び関係団体との円滑な連携に向けた具体的な取組みが提案されているか。 交通機関や周辺施設等との連携の提案がなされているか。 災害・事故発生時の体制・対応が明確か。 事故防止に向けた安全確保の方策があるか。 	80
4 増収及び管理経費の縮減等	<ul style="list-style-type: none"> 利用促進に向けた広報や営業活動などを考えているか。 実現可能な提案がなされているか。 日常的・定期的施設維持管理に対する積極的取組みがあるか。 市の要求水準を満たした保守点検計画がなされているか。 効果的で実現性の高い経費削減策が提案されているか。 	15
5 運営実績・ノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> 旅客施設等の管理運営に適した実績及び提案を有しているか。 	5
6 個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の個人情報保護について、十分な措置を講じているか。 管理を行う職員が個人情報の保護について十分に理解するための措置を講じているか。 	5
7 収支計画	<ul style="list-style-type: none"> 市が提示した設計書を踏まえて、指定管理料の上限の範囲内での収支計画となっているか。 	10
8 地場中小企業の育成	<ul style="list-style-type: none"> 応募者が本市の区域内に主たる事業所（本社）を有している団体のみであり、かつ中小企業である。 	10

(5) 博多港港湾施設等に係る指定管理者選定・評価委員会

委員 5 名

職名	氏名	摘要
財務専門家 (公認会計士)	塩塚 正康	日本公認会計士協会北部九州会
利用者代表	世利 末子	日本通運株式会社 福岡海運支店 港運事業所
利用者代表	平塚 伸也	公益社団法人福岡貿易会 専務理事
学識者	星野 裕志	九州大学 大学院 経済学研究院教授 (博多港地方港湾審議会委員)
市職員	荒巻 成己	福岡市港湾空港局港湾計画部長

(6) 指定管理料の上限額

令和 6 年度：141,000 千円

(参考) 応募資格

- ① 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
 - ・個人での応募はできません。
 - ・複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）で応募することができます。この場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体（他の団体は構成団体とします。）を定め、共同事業体内の責任分担を明確にしておいてください。
- ② 応募者の制限
 - 次に該当する団体は応募者となることができません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。
 - a 福岡市契約事務規則（昭和 36 年福岡市規則第 16 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定するもの
 - b 団体（任意団体にあたってはその代表者）が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納している場合
 - c 自らの責めに帰すべき事由により、5 年以内に指定管理者の指定の取消しを受けた者
 - d 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること
- e 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

4 選定結果

(1) 選定結果

博多港国際ターミナル及び中央ふ頭クルーズセンターは『博多港において外国航路の旅客施設と海に親しむ市民の憩いの場を提供するとともに、本市の国際化の促進に寄与する』ことを目的に設置された施設である。今回の選定にあたっては、施設利用者の正当かつ公平な利用を確保することができるかという観点や施設の有効活用や訪日外国人旅行者の利便性向上のための取組みが提案されているかなどの観点から、申請者の提案について審査を行った。

その結果、選定委員会における次の評価内容を踏まえ、市において総合的に判断し、博多港開発株式会社を指定管理候補者に選定した。

(2) 評価内容

候補者 博多港開発株式会社

提案額 141,000 千円

評価項目	評点					計
	委員					
	A	B	C	D	E	
1 管理運営方針	5	4	3	5	3	20
2 管理体制	16	14	12	19	12	73
3 施設の効用を最大限発揮する 管理運営	58	59	48	57	56	278
4 増収及び管理経費の縮減等	12	12	12	12	9	57
5 運営実績・ノウハウ	5	4	3	5	4	21
6 個人情報の保護	4	3	3	5	3	18
7 収支計画	8	6	6	10	6	36
8 地場中小企業の育成	10	10	10	10	10	50
合計【A】	118	112	97	123	103	553
イコールフットィング【B】 (合計【A】×5%)						△28
イコールフットィング反映後 (【A】－【B】)						525

<p>主な評価内容</p>	<p>・長年の国際旅客施設の管理運営を通じて培った経験やノウハウを有しており、今後も着実な運営を期待する。</p> <p>・海に面するロケーションを活かしたり、韓国の文化や食を体験できる各種イベントの誘致、マリンメッセや国際会議場のイベント開催時のタイアップ事業の実施等の提案は、施設の有効活用につながる。</p> <p>なお、以下の点について、市と連携しながら、適切な対応が強く望まれる。</p> <p>(1) 訪日外国人旅行者の回復に伴い、ATMの再設置、プリペイドSIMカードの販売Wi-Fi 機器の貸出し等、旅行者のニーズに即した利便性の向上に速やかに取り組むこと。</p> <p>(2) 福岡市の海の玄関口として、飲食機能の充実やイベントの誘致等、快適性の向上と賑わいづくりに取り組むこと。</p> <p>(3) 市や関係行政機関との連携を緊密にし、災害・事故発生時の対応策の設定を行うとともに、事業継続に支障がないように努めること。</p>
---------------	--

○外郭団体の公募参加の考え方

外郭団体と他の民間団体との選定評価におけるイコールフットィングについて、外郭団体の合計点数から5%を減点する。

【参考資料 1】 候補団体の概要

1 候補団体

(1) 団体名、所在地

福岡市博多区沖浜町 1 2 番 1 号
博多港開発株式会社

(2) 代表者 代表取締役 清家 敬貴

(3) 設立年月日 昭和 36 年 10 月 12 日

(4) 沿革

昭和 36 年 福岡市の重要施策の 1 つである博多港の整備を、公共の財源に依存することなく民間資金の導入により行うことを目的として、福岡市、港湾関係事業者等の出資により設立(資本金 1 億円)。

昭和 38 年 須崎浜地区埋立竣工。以後、埋立実績多数。

昭和 62 年 上屋倉庫事業開始(現在に至る)

平成 5 年 博多港国際ターミナル管理受託開始

平成 5 年 西福岡マリーナ運営事業開始(現在に至る)

平成 7 年 博多港センタービル賃貸事業開始(現在に至る)

平成 15 年 増資(64 億円)※平成 5 年 4 月に 4 億円、平成 14 年 9 月に 16 億円

平成 18 年 博多港国際ターミナル指定管理者として管理・運営

平成 26 年 博多港国際ターミナル及び福岡市ヨットハーバー指定管理者として管理・運営

平成 28 年 中央ふ頭クルーズセンター指定管理者として管理・運営(現在に至る)

平成 31 年 博多港国際ターミナル及び中央ふ頭クルーズセンター指定管理者として管理運営(現在に至る)

平成 31 年 クルーズ受け入れ事業開始(現在に至る)

(5) 業務内容

○臨海土地の造成、処分並びに利用に関する事業

現在実施中の事業…アイランドシティ整備事業

○港湾施設の建設及び経営に関する事業

現在実施中の事業…博多港センタービル賃貸事業、上屋倉庫事業、
利便施設(ハーバーシティ)賃貸事業

○福岡市港湾空港局所管施設の管理・運営事業(指定管理事業)

現在実施中の事業…博多港国際ターミナル/中央ふ頭クルーズセンター管
理・運営事業

(6) 主な実績

○臨海土地の造成、処分並びに利用に関する事業

(昭和 30 年代～現在に至る)

須崎浜地区、荒津地区、西公園・伊崎地区、名島地区、姪浜地区、箱崎地区・
香椎地区、博多船溜・那の津地区、福浜地区、小戸・姪浜地区、東浜地区、
箱崎ふ頭地区、アイランドシティ地区

○港湾施設の建設及び経営に関する事業

(昭和 60 年代～現在に至る)

博多港センタービル賃貸事業、上屋倉庫事業、利便施設(ハーバーシティ)
賃貸事業、西福岡マリーナ運営事業

- 博多港における人流機能の強化に関する事業（令和元年度～現在に至る）
クルーズ受入事業
- 福岡市港湾空港局所管施設の管理・運営事業（指定管理事業）
福岡市ヨットハーバー管理・運営事業（平成 26 年度～令和 2 年度）、博多港
国際ターミナル管理・運営事業（平成 18 年度～平成 20 年度及び平成 26 年度
～現在に至る）、中央ふ頭クルーズセンター管理・運営事業（平成 28 年度～
現在に至る）

【参考資料2】 博多港国際ターミナルの概要

1 施設の概要

- ①所在地 福岡市博多区沖浜町14番1号
- ②構造 鉄骨鉄筋コンクリート造4階建
- ③敷地面積 16,535.00 m² (タクシープール、観光バスプール及び車両通行帯含む)
- ④建築面積 5,631.43 m²
- ⑤延床面積 13,275.95 m²
- ⑥施設内容
 - 1階 エントランスホール、チェックインカウンター、事務室、手荷物取扱所、警察官詰所、外貨両替所、総合案内所、待合室、コインロッカー、利便施設、設備機器室
 - 2階 出入国管理、検疫、待合所、出発ロビー、事務室、利便施設
 - 3階 ターミナルホール、会議室、特別応接室、事務室、利便施設
 - 4階 電気室、機械室
- 屋外 展望デッキ、駐車場、多目的広場等
- ⑦供用開始 平成5年4月1日

2 施設の特徴

全国の港湾の中でも外国航路船舶乗降人員数が上位を占める国際旅客ターミナルである。アジアに開かれた拠点都市・福岡の海の玄関口として重要な役割を担うとともに、今後益々その機能充実や利便性の向上が期待されている施設である。

3 施設の役割

博多港国際ターミナルは、「博多港において外国航路の旅客施設と海に親しむ市民の憩いの場を提供するとともに、本市の国際化の促進に寄与する」ことを目的として、平成5年4月に運営を開始した。

【参考資料3】 中央ふ頭クルーズセンターの概要

1 施設の概要

- ① 所在地 福岡市博多区沖浜町 24 番 25 号
- ② 構造 待合棟：軽量鉄骨造 平屋建 CIQ 棟：鉄骨膜構造 平屋建
- ③ 敷地面積 5,988.82 m² (交通広場、ウェルカムゲート除く)
- ④ 延床面積 2,852.59 m² (ウェルカムゲート除く)
(内訳) 待合棟 1,365.80 m² CIQ 棟 1,486.79 m²
- ⑤ 岸壁シェルター 建築面積 215.23 m²
- ⑥ 歩行者シェルター 建築面積 347.16 m²
- ⑦ ウェルカムゲート
ア 敷地面積 606.69 m²
イ 延床面積 202.64 m²
(内訳) 北側 89.17 m²、南側 89.17 m²、屋根部 24.3 m²
- ⑧ 施設内訳 待合棟：ホール、X線室、管理事務室、トイレ、
インフォメーション、倉庫、電気室
CIQ 棟：ホール、入国管理事務室、倉庫、トイレ
ウェルカムゲート：2棟、庇部
- ⑨ 供用開始 平成27年5月17日

2 施設の特徴

平成27年に供用を開始した中央ふ頭クルーズセンターは、博多港のクルーズ船受け入れの拠点である。出入国審査時間の短縮や、旅客の利便性向上を図るだけでなく、大規模な博多港発着クルーズにも対応でき、日本のクルーズ振興にも寄与している施設である。

3 施設の役割

中央ふ頭クルーズセンターは、博多港国際ターミナルの分館として、ターミナルと連携し「博多港において外国航路の旅客施設と海に親しむ市民の憩いの場を提供するとともに、本市国際化の促進に寄与する」ことを目的に、平成27年5月に供用を開始した。

8 議案第 262 号

福岡市海浜公園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市海浜公園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市海浜公園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市博多区沖浜町 1 2 番 1 号

マリゾン・博多湾環境整備共同事業体

(3) 指定する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 指定管理業務の内容

施設の管理及び維持運営に関する業務

(2) 応募団体

1 団体

マリゾン・博多湾環境整備共同事業体

(3) 募集・選定経過

①第 1 回委員会 令和 5 年 6 月 19 日 (月) (募集要項及び評価項目決定)

②募集要項配布 令和 5 年 7 月 3 日 (月) から
令和 5 年 8 月 31 日 (木) まで

③募集説明会 令和 5 年 7 月 13 日 (木)

④応募書類受付 令和 5 年 8 月 24 日 (木) から
令和 5 年 8 月 31 日 (木) まで

⑤第 2 回委員会 令和 5 年 9 月 15 日 (金) (申請書類の書類選考)

⑥第 3 回委員会 令和 5 年 10 月 4 日 (水) (応募団体に対するヒアリング
及び最終選定)

(4) 評価項目

評価項目	評価基準	配点	
1 管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的に合致した目標設定がされているか。 	5	150
2 管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 管理責任者及び管理体制について明確な提案がされているか。 職員は適正に配置されているか。 高齢者、障がい者への雇用拡大に関する提案がされているか。 業務の再委託は適正であるか。 人材育成の明解な方針を持っているか。 利用者対応（接遇対応）の向上のための措置を講じているか。 	20	
3 施設の効用を最大限 発揮する管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 施設の目的にあった効果的な運営計画を提案しているか。 マナーアップ啓発に係る取組みが提案されているか。 海浜地や緑地の適正な管理に係る取組みが提案されているか。 利用者の意見・要望などを集める工夫がなされているか。 集めた利用者の意見要望などを運営に反映させる工夫がなされているか。 施設を有効に活用する具体的かつ実現可能性の高い提案がなされているか。 利用調整の際に、不当な利用調整や特定なものに有利な提案がなされていないか。 水辺空間、新たなアミューズメント空間という観光資源として活用する取組みが提案されているか。 地域や関係団体との円滑な連携に向けた具体的な取組みが提案されているか。 災害・事故発生時の体制・対応が明確か。 事故防止に向けた安全確保の方策があるか。 	80	
4 増収及び管理経費の 縮減等	<ul style="list-style-type: none"> 利用促進に向けた広報や営業活動などを考えているか。 実現可能な提案がなされているか。 日常的・定期的施設維持管理に対する積極的取組みがあるか。 市の要求水準を満たした保守点検計画がなされているか。 効果的で実現性の高い経費削減策が提案されているか。 	15	
5 運営実績・ノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設等の管理運営に適した実績及び提案を有しているか。 	5	
6 個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の個人情報保護について、十分な措置を講じているか。 管理を行う職員が個人情報の保護について十分に理解するための措置を講じているか。 	5	
7 収支計画	<ul style="list-style-type: none"> 市が提示した設計書を踏まえて、指定管理料の上限の範囲内での収支計画となっているか。 	10	
8 地場中小企業の育成	<ul style="list-style-type: none"> 応募者が本市の区域内に主たる事業所（本社）を有している団体のみであり、かつ中小企業である。 	10	

(5) 博多港港湾施設等に係る指定管理者選定・評価委員会

委員 5 名

職名	氏名	摘要
財務専門家 (公認会計士)	塩塚 正康	日本公認会計士協会北部九州会
利用者代表	世利 末子	日本通運株式会社 福岡海運支店 港運事業所
利用者代表	平塚 伸也	公益社団法人福岡貿易会 専務理事
学識者	星野 裕志	九州大学 大学院 経済学研究院教授 (博多港地方港湾審議会委員)
市職員	荒巻 成己	福岡市港湾空港局港湾計画部長

(6) 指定管理料の上限額

令和 6 年度：181,000 千円

(参考) 応募資格

- ① 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
 - ・個人での応募はできません。
 - ・複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）で応募することができます。この場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体（他の団体は構成団体とします。）を定め、共同事業体内の責任分担を明確にしておいてください。
- ② 応募者の制限
 - 次に該当する団体は応募者となることができません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。
 - a 福岡市契約事務規則（昭和 36 年福岡市規則第 16 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定するもの
 - b 団体（任意団体にあたってはその代表者）が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納している場合
 - c 自らの責めに帰すべき事由により、5 年以内に指定管理者の指定の取消しを受けた者
 - d 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

- e 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

4 選定結果

(1) 選定結果

福岡市海浜公園は『博多港における良好な環境の整備を図るとともに、市民に海洋性レクリエーションその他の憩いの場を提供することにより市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与する』という目的で設置された施設である。今回の選定にあたっては、海浜地や緑地の適正な管理運営、また水辺空間、アミューズメント空間という観光資源としての利用促進などの観点から、申請者の提案について審査を行った。

その結果、選定委員会における次の評価内容を踏まえ、市において総合的に判断し、マリゾン・博多湾環境整備共同事業体を指定管理候補者に選定した。

(2) 評価内容

候補者 マリゾン・博多湾環境整備共同事業体

提案額 181,000 千円

評価項目	評点					計
	委員					
	A	B	C	D	E	
1 管理運営方針	5	5	4	5	4	23
2 管理体制	15	16	15	19	12	77
3 施設の効用を最大限発揮する 管理運営	73	70	55	68	61	327
4 増収及び管理経費の縮減等	12	11	9	14	11	57
5 運営実績・ノウハウ	5	5	4	5	4	23
6 個人情報の保護	5	5	3	5	3	21
7 収支計画	8	10	6	10	6	40
8 地場中小企業の育成	10	10	10	10	10	50
合計	133	132	106	136	111	618

<p>主な評価内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長年、養浜整形業務をはじめ、公園の維持管理業務を行ってきており、ノウハウを活かした安定的な管理運営が期待できる。 ・地元、ビーチスポーツ団体、環境整備団体等の多様な利用者との協働等による参加型プロジェクトを通じた取組みは、公園の美化やマナーアップ啓発につながる。 <p>なお、メディア露出を活用するなど、海浜公園におけるイベント等の積極的な情報発信、PRを行うことにより、海浜公園の認知度を高めるとともに、更なる集客の促進に努められたい。</p>
---------------	---

【参考資料 1】 候補団体の概要

1 候補団体名、所在地

福岡市博多区沖浜町 12 番 1 号
マリゾン・博多湾環境整備共同事業体

2 代表団体

(1) 団体名、所在地

福岡市博多区沖浜町 1 2 番 1 号
博多湾環境整備株式会社

(2) 代表者 代表取締役 犬丸 謙一

(3) 設立年月日 昭和 58 年 2 月 2 日

(4) 沿革

昭和 58 年 2 月、関係漁業組合や漁業転業者により設立。昭和 58 年 3 月に警備業許可を取得、昭和 58 年 9 月に建設業許可を取得、平成 10 年 10 月に建築物清掃業を登録。優秀な技術者の招聘、社内の人材育成を図りつつ、着実に実績を積む。長年にわたり公益性の高いサービスを支える。国際規格である ISO9001（品質）/ISO14001（環境）/OHSAS18001（安全）を認証取得する。平成 18 年 4 月から福岡市海浜公園の指定管理者となる。

(5) 業務内容

- 海の清掃に関する事業
- 建築物の清掃、保安警備及びその他の保守管理に関する事業
- 廃船処理に関する事業
- 臨海埋立工事に関する事業
- 土木/浚渫/建築/造園/とび・土工/管/ほ装/水道施設/電気に係る工事業
- 不動産の売買、賃貸、仲介、所有、管理
- 産業廃棄物収集運搬業
- 前各号に附帯関連する一切の事業

(6) 主な実績

- (財)福岡市港湾海浜管理センター：福岡市海浜公園海浜地清掃業務ほか
平成 2 年 2 月開園から平成 18 年 3 月迄。
- 福岡市：福岡市海浜公園の指定管理者
平成 18 年 4 月から現在迄。
- (財)福岡コンベンションセンター：福岡国際センター施設維持管理業務ほか
昭和 58 年 4 月開館から現在迄。
- 博多港ふ頭㈱：港湾及び漁港区域清掃業務ほか
昭和 58 年 4 月から現在迄。
- 福岡市：香椎パークポート地区整備事業、アイランドシティ地区整備事業ほか
- 福岡県：河川掘削事業、漁港整備事業、漁場環境保全事業ほか
- 国土交通省：防波堤補修事業、地盤改良事業、浚渫事業ほか

3 構成団体

(1) 団体名、所在地

福岡市早良区百道浜二丁目 902 番地 1 地先
株式会社 マリゾン

(2) 代表者 代表取締役 宅島 壽雄

(3) 設立年月日 平成 15 年 12 月 16 日

(4) 沿革（マリゾン施設）

昭和 62 年 「アジア太平洋博覧会―福岡’ 89」の参加施設として設立
昭和 63 年 マリゾン事業開発構想に、福岡市をはじめ地場優良企業等の参画を得、
第 3 セクターとしてスタート
平成元年 ウォーターフロントプロムナード「マリゾン」完成
平成元年 博覧会終了後、リニューアルオープン
平成 8 年 新店舗に基づき改造拡張
平成 16 年 中核施設の結婚部門及び飲食、物販店舗がリニューアルオープンし
管理運営を行う

(5) 業務内容

- 不動産の賃貸・管理・保有ならびに運用
- 飲食施設の運営
- 衣料、雑貨、スポーツレジャー用品等の販売
- 各種イベントの企画・運営
- 文化、スポーツ、レジャー、教育産業振興事業の企画運営
- 挙式・披露宴などの企画運営

(6) 主な実績

平成 15 年の設立以後、19 期連続黒字を達成する。
平成 18 年以降、指定管理者として福岡市海浜公園の管理運営にあたる。
福岡市海浜公園の利便施設として入場者増に寄与する。
百道浜自治会及び周辺企業等と協力し、イベント事業を行いシーサイドももち
地区の活性化に貢献する。

【参考資料 2】 福岡市海浜公園の概要

1 施設の概要

(1) シーサイドももち海浜公園

- ① 所在地 福岡市早良区百道浜二丁目及び四丁目並びにその地先
福岡市中央区地行浜二丁目及びその地先
- ② 敷地面積 31.3ha（緑地 8.1ha、砂浜 5.7ha、水域 17.5ha）
- ③ 施設内容 中央プラザ（鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建）、ビーチハウス、緑地、砂浜、駐車場、屋外トイレ、突堤、離岸堤、潜堤 等

※園内には上記施設のほか、マリゾン施設（建物 8 棟及び工作物）があるが、この施設は、「福岡市海浜公園条例」に基づき施設設置・管理許可されている施設で、指定管理者が行う管理業務の範囲には含まれない。

- ④ 供用開始 平成元年 12 月 1 日

(2) マリナタウン海浜公園

- ① 所在地 福岡市西区愛宕浜二丁目及び三丁目並びにその地先
- ② 敷地面積 21.7ha（緑地 3.3ha、砂浜 4.4ha、水域 14.0ha）
- ③ 施設内容 緑地、砂浜、駐車場、屋外トイレ、突堤、離岸堤、潜堤 等
- ④ 供用開始 平成 2 年 4 月 1 日

2 施設の特徴

(1) シーサイドももち海浜公園

- ・ 散策、潮干狩り、水遊びなどの自由利用を基本に、海浜スポーツイベント等のスペース

（参考）海浜延長：百道浜 1.0 km、地行浜 0.4 km

(2) マリナタウン海浜公園

- ・ 散策、潮干狩り、水遊びなどの自由利用のスペース

（参考）海浜延長：愛宕浜 1.1 km

3 施設の役割

福岡市海浜公園は、「博多港における良好な環境の整備を図るとともに、市民に海洋性レクリエーションその他の憩いの場を提供することにより市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与する」ことを目的に、平成元年 12 月にシーサイドももち海浜公園を、平成 2 年 4 月にマリナタウン海浜公園を、順次開園した。